政 策 Ⅱ-1-(4)-①

1. 政策及び16年度重点施策等

政策	証券取引法に基づくディスクロージャーの充実
16 年度	証券市場の活性化に向けた信頼される市場確立のためのディスク
重点施策	ロージャーの継続的整備
	関係政令・府令等の整備状況、EDINETの整備及び利用の状
参考指標	況(EDINETによる開示書類の提出会社数、EDINETサ
	イトへのアクセス件数)

2. 政策の目標等

法定任務	預金者、保険契約者、投資者等の保護
基本目標	国民が金融サービスを適切に利用できること
重点目標	企業内容等の情報開示が十分行われていること

3. 政策の内容

証券取引法上のディスクロージャー制度は、投資家に対し投資判断に必要な情報を提供するものであり、その効率的な運営は公正・透明な証券市場の維持と幅広い投資家の保護の為には必要不可欠なものです。こうした観点から、ディスクロージャー制度の不断の整備を図ることとしています。

また、ディスクロージャーの電子化は、発行体企業における開示手続や投資家等への企業情報の提供等を迅速化・効率化するものであり、これにより、投資拡大や発行体企業の資金調達の効率性の向上、ひいては証券市場の活性化にも資することが期待されます。こうした観点から、EDINET(電子開示システム)を利用したディスクロージャーの電子化を推進することとしています。

4. 現状分析及び外部要因

(1) ディスクロージャー制度全般

平成 16 年秋以降、証券取引法上のディスクロージャーをめぐって不適正な事例が相次ぎました。これは、ディスクロージャー制度への信頼性を揺るがしかねない事態です。

また、最近の企業の合併・買収をめぐる動きとこれに伴う公開買付規制にかかる 議論は、公開買付規制のあり方について再点検を行っておく必要がないかとの論点 を提示しています。

更に、中長期的な視点で見ると、我が国の金融システムを巡る局面が、不良債権

問題への緊急対応から望ましい金融システムを目指す未来志向の局面に転換しつつある中、貯蓄から投資への動きを加速するため、証券市場のインフラ整備が一層重要となっています。

16年度においては、以上のような状況を踏まえ、諸施策を実施しました。

(2) ディスクロージャーの電子化

ディスクロージャーの電子化は平成 13 年 6 月より順次実施され、主要な開示書類が電子化されるとともに、平成 16 年 6 月には有価証券報告書、有価証券届出書等について EDINET(電子開示システム)による提出が義務化されました。

こうした中、平成16年度においては、

- ① 利用者増加による通信量の拡大によって引き起こされたアクセスの困難への対応
- ② 主要な開示書類の電子化を終えた段階で、EDINET システムそのものやその開発・運用状況を再点検し、利用者に対し更に高度なサービスを提供するための準備をすること

といった課題を踏まえ、諸施策を実施しました。

5. 事務運営についての報告及び評価

- (1) 事務運営についての報告
 - ① ディスクロージャー制度の充実
 - ア、ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応

平成 16 年秋以降、証券取引法上のディスクロージャーをめぐって不適正な事例が相次いだことを受け、同年 11 月及び 12 月に「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応」をとりまとめ公表しました。その内容は、有価証券報告書の自主点検、開示書類の審査体制強化、開示制度の整備等です。

イ.証券取引法の改正

最近の証券市場をめぐる状況の変化に対応し、公開買付(TOB)制度や企業情報開示制度の信頼性を確保すると同時に、我が国証券市場の国際競争力の向上を図るため、公開買付制度の適用範囲の見直し、親会社情報の開示の義務づけ、英文開示制度の導入を盛り込んだ証券取引法改正法案を平成 17 年 3 月に国会に提出しました。

ウ. 金融審議会第一部会報告・ディスクロージャー・ワーキング・グループ報告 金融審議会第一部会においては、投資サービス法制の検討の一環として、公 開買付制度や大量保有報告制度のあり方について審議が行われ、平成 17 年7 月7日に公表された報告において、今後の検討の方向性が示されました。 また、金融審議会第一部会ディスクロージャー・ワーキング・グループにおいては、平成 16 年 10 月以降、我が国ディスクロージャー制度のあり方について幅広い検討を行い、平成 17 年 6 月 28 日に報告がとりまとめられました。

【報告の主な内容】

- ① 四半期報告制度の証券取引法上の制度化
- ② 投資商品の性格に応じた開示規制の再編
- ③ 公正・公平な情報提供の確保と EDINET 機能拡充

② ディスクロージャーの電子化

ア. EDINET の通信量増大への対応等

開示書類の EDINET での提出が原則義務化されたことに伴う通信量増大によるアクセスの困難に対応するため、通信回線を大幅に増速させました。また、引き続き、セキュリティーの強化等システム基盤の整備を行いました。

また、平成 16 年の証券取引法令の改正に伴い、プログラム変更を行いました。

イ. EDINET の高度化への取組み

EDINET を中心とする有価証券報告書等に関する業務については、「業務・システム見直し方針」を平成17年6月に完成させました。そこでは、財務情報を効率的な利用を可能するコンピュータ言語である XBRL の導入及びそれに伴うシステムの再構築等を基本理念として、平成17年度中の出来るだけ早い時期に業務・システム最適化計画を策定することとしています。

XBRL については、諸外国の企業情報開示システム等において導入に向けた動きが急速に進んでいます。我が国においても、関係機関間における適切な連携を図り、計画的かつ効率的な形で XBRL を導入し、EDINET の高度化に向けた取組を進めていくことを目的として「EDINET の高度化に向けた協議会」を発足させ、作業を行っています。

(2)評価

① ディスクロージャー制度の充実

ア. ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応の一環として、全開示企業を対象とした有価証券報告書等の自主的点検を行い、全開示企業 4,538 社のうち、589 社が訂正を行いました。この事例分析を踏まえ、有価証券報告書等の作成のルールである「記載上の注意」の明確化を図り、また、開示上の留意点について全開示企業に対して文書を送付し周知を図るとともに、セミナー等を全国で開催しました。これらにより、開示書類の正確性が向上することが期待されます。

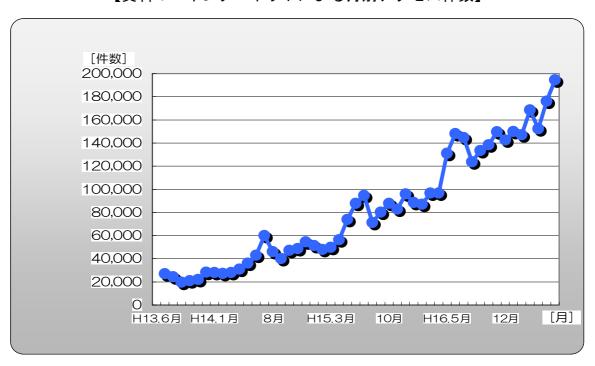
イ. 平成 17 年3月に提出した証券取引法は、衆議院での議員修正を経て、同年 6月に成立しました。公開買付制度の形骸化を防ぐ観点から、迅速な対応を行ったほか、親会社情報の開示の義務付けにより投資判断として重要な親会社情報の開示が充実するものと考えています。英文開示についても、日本の証券市場の空洞化に対応する観点から、適切な対応がとられたものと考えています。また、議員修正により継続開示義務違反に係る課徴金制度が導入されました。

② ディスクロージャーの電子化

平成 13 年 6 月の電子化の適用開始当初、EDINET による開示書類等の提出者数 (内国会社) は約 500 社 (平成 13 年 6 月末) でしたが、システムの継続的整備・改善により、平成 15 年 6 月末には約 2,600 社、平成 16 年 6 月末には約 4,400 社へと増加し、平成 17 年 6 月末には 4,800 社を超えています。

また、提出会社数の増加及び開示書類等蓄積データの増加に伴い、インターネットを通じた情報公開サーバーへの月別アクセス件数も、平成 14 事務年度(14 年 7 月~15 年 6 月) は約 55,000 件、平成 15 事務年度は約 97,000 件、平成 16 事務年度は約 152,000 件と増加傾向にあります。

これらの数字は、ディスクロージャーの電子化の推進による効果を表している ものと考えています。



【資料1 インターネットによる月別アクセス件数】

(出所 金融庁)

6. 今後の課題

- (1) ディスクロージャー制度の充実
 - ① 平成 17 年 6 月の金融審議会第一部会報告及びディスクロージャー・ワーキング・グループ報告を受け、公開買付制度や大量保有報告制度のあり方、投資商品の性格に応じたディスクロージャーのあり方や適格機関投資家の範囲の見直し、四半期報告制度のあり方などについて更に詳細な検討を行う必要があると考えています。このうち、公開買付制度等のあり方については、金融審議会第一部会の下に公開買付制度等ワーキング・グループを設置し、検討を進めていくこととしています。
 - ② また、平成16年12月の第一部会報告を受け、内部統制の有効性に関する経営者による評価の基準及び公認会計士等による検証の監査のあり方についても、引き続き検討を行う必要があると考えています。
 - ③ 更に、平成17年6月に改正証券取引法が成立したことを受け、施行日までに、 親会社情報開示、英文開示制度、継続開示義務違反に対する課徴金制度について、 所要の政令・府令の整備が必要となります。
 - ④ 以上を踏まえ、平成 18 年度において、開示制度の信頼性確保に向けた体制強化 を図るため、機構定員要求を行う必要があります。

(2) ディスクロージャーの電子化

- ① 平成17年6月の「有価証券報告書等に関する業務の業務・システム見直し方針」 を踏まえて、業務・システムの最適化計画を17年度中の出来るだけ早い時期に 策定し、これに従い XBRL の導入及びそれに伴うシステムの再構築等を進めてい く必要があります。
- ② また、利用者の利便性の更なる向上を図るため、開示書類の一括印刷機能や検 索機能の拡張等を早急に実現する必要があります。更に、引き続きアクセス件数 の増加に対応するため、システムの増強、セキュリティーの強化等、基盤整備を 行うことが必要であると考えています。
- ③ 以上を踏まえ、平成 18 年度において、有価証券報告書等電子開示システム開発 業務庁費の予算要求を行う必要があります。

7. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。

8. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議金融審議会

EDINET の高度化に関する協議会

9. 注記(政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等)

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、下記に掲げる資料を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

10. 担当部局

総務企画局企業開示課